

平成 2 2 年 9 月 2 8 日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人札幌証券取引所

理事長 伊 藤 義 郎

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定期の見直し等に伴う「制度信用銘柄  
及び貸借銘柄の選定に関する規則」の一部改正について

本所は、別紙のとおり「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」の一部改正を行い、平成 2 2 年 9 月 3 0 日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、投資者の利便性の向上を図るため、新規上場銘柄を対象とした貸借銘柄への選定期を前倒しするとともに、既上場銘柄を対象に決算期ごとに行う定期選定期を延長するなど、所要の改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

I 改正概要

1. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定期の見直し

早期選定（他の取引所と重複して新規上場する地場銘柄を対象に行う選定に限る）及び定期選定（上場銘柄を対象に決算期ごとに行う選定）に係る時期について、以下の通りとします。

（1）早期選定に係る選定期

他の取引所と重複して新規上場する銘柄については、原則として上場日の翌月の応当日に選定することとしていますが、これを上場後最初の約定値段が決定された日の 1 0 営業日後とします。

（2）定期選定に係る選定期

所定の選定日（決算期の翌月から起算して 6 か月目の月の初日）から 3 か月以内としていますが、これを「所定の選定日から次に到来する決算期の末日まで」とします。

以 上

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(選定の時期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第4項の規定による貸借銘柄の選定  <u>当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日(国内の他の金融商品取引所と同時に新規上場された銘柄は、他の金融商品取引所で約定値段が決定された場合を含む。以下同じ。)</u>から起算して11日目(休業日を除外する。)の日</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 前条第8項の規定による他市場制度信用銘柄(他市場上場銘柄のうち、他市場制度信用取引(国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延期限について当該金融商品取引所の規則に定めるところに従って行うものをいう。以下同じ。)を行うことができる銘柄をいう。以下同じ。)以外の銘柄の貸借銘柄の選定            当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、<u>同項に規定する日のほか、当該日の属する月から起算して7か月目の月の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)</u>まで、</p>	<p>(選定の時期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第4項の規定による貸借銘柄の選定  <u>当該銘柄の上場日の翌月の応当日(応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り下げる。)</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 前条第8項の規定による他市場制度信用銘柄(他市場上場銘柄のうち、他市場制度信用取引(国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延期限について当該金融商品取引所の規則に定めるところに従って行うものをいう。以下同じ。)を行うことができる銘柄をいう。以下同じ。)以外の銘柄の貸借銘柄の選定            当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日(<u>国内の他の金融商品取引所と同時に新規上場された銘柄は、他の金融商品取引所で約定値段が決定された場合を含む。以下同じ。)</u>の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定並びに第2項第6号及び第7号の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、<u>これらの規定に定める日のほか、その翌日からその3か月目の月</u></p>

第2項第2号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその6か月目の応答日（応答日がないときはその月の末日とし、応答日が休業日に当たるときは順次繰り下げる。以下同じ。）までの間に、第2項第6号及び第7号の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日のほか、その翌日からその3か月目の応答日までの間にそれぞれ行うことができる。

付 則

この改正規定は、平成22年9月30日から施行する。

の応当日までの間に、第2項第2号の貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその6か月目の月の応答日までの間にそれぞれ行うことができる。